

第13回「三成めし」認定審査募集要項

1. 目的

長浜市、米原市、彦根市の3市で構成するびわ湖・近江路観光圏活性化協議会（会長：田島一成 彦根市長）は、当地ゆかりの武将である石田三成公にスポットを当て、様々な観光事業を開いています。その事業の一環として、平成28年から「三成めし」事業を実施しており、本年度においても、石田三成公ゆかりの地としての認知度向上と更なる消費促進を図るため、新たな「三成めし」を募集します。

【「三成めし」とは】

石田三成公をテーマとした飲食メニュー（既存メニューでも可）。びわ湖・近江路観光圏活性化協議会において審査および認定を行い、認定した「三成めし」は、当協議会のパンフレットやインターネットなどを活用して、広くPRします。

店内飲食メニュー、テイクアウトメニュー、お土産メニュー等どのような形態のものでも応募可能です。様々な用途に合わせてお楽しみいただけるメニューの積極的なご応募をお待ちしています。

2. 応募方法

所定の応募用紙に必要事項を記入し、商品画像データを添付して下記の応募先までEメールまたは郵送で提出してください。原則として、提出いただいたデータは返却しません。

3. 応募資格

長浜市、米原市、彦根市および関ヶ原町の区域内に事業所または営業所を有する事業者（飲食業者、飲食小売業者など）

4. 認定審査

当協議会の構成団体により審査会を設置して選考します。認定審査は書類によって行うこととし、原則として、商品の提供は求めません。

5. 認定基準

以下のいずれかに該当すること。

(1) 石田三成公のエピソードにちなんだ商品

例：お茶、柿、ニラなどを使用したメニュー

(2) 石田三成公をイメージした商品

例：「大一大万大吉」、「義」、「友情」、「絆」などをコンセプトとしたもの

(3) 3市1町のいずれか（または全部）が石田三成公ゆかりの地であることがPRできる商品

例：3市1町の特産物（三成公も食したであろうもの）など

6. 今後の予定

応募期日（第13回）：令和8年2月6日（金）～3月13日（金）17時（必着）

認定審査結果発表：令和8年3月中旬頃

※合否に関わらず、全応募者郵送またはメールで通知します。

7. 「三成めし」のPR

認定された「三成めし」は、びわ湖・近江路観光圏活性化協議会の事業として、以下のとおり広くPRに努めます。

- ・認定ステッカー、のぼりの配布
- ・「三成めし」サイトへの情報掲載
- ・「三成会議」フェイスブックページでの発信
- ・マスコミ、旅行エージェントへの情報提供
- ・観光・物産キャンペーンなどでのPR

8. 個人情報の管理について

- ・応募の際に提出された個人情報は、個人情報に関する法令およびその他の規範を遵守して適切に管理します。
- ・応募用紙に記入いただいた情報については、応募者との連絡に利用するほか、審査会やパンフレット作成、WEBサイトへの情報掲載、マスコミへの情報提供などに必要な範囲内で利用させていただくことに同意いただいた上で、ご応募ください。

9. その他

- ・応募に関して費用は一切かかりません。(応募用紙の郵送料等はご負担ください。)
- ・当協議会は、認定された商品全体を「三成めし」としてPRするものであり、個別の商品開発等に関する支援(補助金交付)などは行いません。

《「三成めし」応募用紙の提出・お問い合わせ先》

「三成めし」事業担当 米原市シティセールス課 担当:高木・福原
〒521-8501 滋賀県米原市米原 1016 番地(米原市役所本庁舎3階)
電話:0749-53-5140 ／ FAX:0749-53-5139
Eメール:visit@city.maibara.lg.jp